

天理市上下水道局建設工事等競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が執行する建設工事及び測量又は建設コンサルタント業務委託の競争入札に参加しようとするため、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に提出した者(以下「参加申請者」という。)の資格審査及び競争入札参加資格者(以下「有資格者」という。)の格付けについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 参加申請者の資格審査を厳正かつ公正に行うため、管理者に提出された申請書に基づき、天理市上下水道局業者選定等審査会(以下「局審査会」という。)において、資格審査を行う。

2 管理者は、資格審査の結果、当該申請を適正と認めたときは、参加申請者を有資格者として天理市上下水道局入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(格付)

第3条 局審査会が行う資格審査に基づく格付(土木一式工事に限る。以下同じ。)については、当分の間、天理市建設工事請負業者資格審査会が行う格付の例による。

(参加資格者の資格の承継申請)

第4条 参加資格者の資格を承継させる取り扱いについては、次項以下本条各項に規定するとおりとする。

2 承継を認める範囲については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個人業者から法人組織になる等、組織変更があった場合で、当該個人が代表取締役である場合

(2) 法人組織が解散され代表取締役であった者が個人業者として建設業を営む場合

(3) 個人業者の死亡等に伴う相続等により承継する場合

3 参加資格者の資格を承継するための申請を行う場合は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 請負業者資格承継申請書（様式）

(2) 前項各号に規定する承継範囲についての当該事実を証する書面（法人組織の場合は商業登記簿の履歴事項全部証明書の写し、個人業者の死亡等に伴う相続の場合は被承継人の戸籍謄本及び法定相続人全員の同意書等（実印を押印した書類とし、法廷相続人全員の印鑑証明を添付すること。）とする。

(3) 承継人名義の建設業の許可書の写し

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（基準から要綱へ変更）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成28年4月22日改正）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年6月14日改正）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

様式（第4条関係）

請負業者資格承継申請書

年 月 日

天理市長 様

（承 継 人）

住 所

氏 名

商号又は名称

私は、貴上下水道局の建設工事に係る競争入札参加資格者として登録されている下記の者より、建設工事請負事業を承継いたしましたので、当該資格の承継を認めていただけますよう申請します。

記

被承継人

- 1 商号又は名称
- 2 代表者の氏名
- 3 住所又は所在
- 4 本市受付番号
- 5 登録業種

添付書類

- 1 承継の原因となる事実を証する書面

- ・ 法人組織の場合は商業登記簿の履歴事項全部証明書の写し
- ・ 個人業者の死亡等に伴う相続の場合は被承継人の戸籍謄本及び法定相続人全員の同意書等（実印を押印した書類とし、法定相続人全員の印鑑証明を添付すること。）とする。

- 2 承継人名義の建設業の許可書の写し